

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	38 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	28 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	39 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	29 件

第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月

私が平成8年9月に会社を退職後すぐに、妻が夫婦の年金手帳を持参してA市役所の国民年金課の窓口へ行き、国民年金の切替手続を行った。しかし、その時は、妻には1万円しか手持ちがなく、一人分の国民年金保険料も納付できなかったため、後日、妻が同じ窓口にて二人分の保険料を現金で持参して納付してくれた。

申立期間は妻のみが納付済みとされ、私に納付記録が無いのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が会社を退職後すぐに、その妻が申立人の分と一緒に国民年金の切替手続を行い、後日、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれたと申し立てている。

そこで、申立人の妻に係るオンライン記録によると、申立人が平成8年9月に会社を退職後の申立期間について、遅滞なく第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続が行われており、納付を必要とする期間は、申立期間を含めて国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の妻は、申立期間に係る切替手続の状況について、詳細に記憶しており、これらの内容に特段不自然な点はうかがえないほか、A市では、申立人の妻に係る第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続に際し、申立人について国民年金への加入手続を指導していたことが確認されている。

さらに、申立期間は1か月間と短期間である上、当該期間の一人分の国民年金保険料額は、当時1万円しか手持ちがなかったとする申立人の妻には納付できない金額であることから、申立内容を裏付けている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月及び同年5月

私が学生であった20歳当時は国民年金に加入していなかったが、母は、祖父母及び父から国民年金保険料は納付しておいた方がよいと助言され、A市役所で相談したところ、「2年間は遡って保険料を納付することができる。」とのことであった。

母は、そのことを父に話すと、納付できる期間は最大限遡って納付するようと言われたので、早速、A市役所に出向いて私の国民年金の加入手続を行い、2年分の国民年金保険料として約30万円を金融機関で一括して納付してきたと言っている。

申立期間が未納とされていることは納得できないので、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金の加入時期等を調査すると、申立人の基礎年金番号の付番年月日等から平成9年6月頃に加入手続が行われたものと推定され、この時点で2年の時効が成立する直前の7年5月から、申立期間を除く9年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが、申立人のオンライン記録により確認できることから、申立内容と符合するとともに、申立期間を含めた当該期間の保険料額は、申立人の母親が一括して納付したと主張する金額とおおむね一致している。

また、申立人に係る当該過年度保険料を納付以後は、厚生年金保険との切替手続が適切に行われている上、現在までの国民年金被保険者期間において、未納とされている期間は申立期間の2か月間のみである。

さらに、申立期間前後の国民年金保険料が過年度納付された時期は、収納

事務の機械化等により、一般的に記録の過誤は考え難いところであるが、申立内容から、申立人の母親は、申立人の加入手続と同時に窓口で国庫金納付書(過年度納付書)を入手したものと推認される上、申立期間当時、A市では、申立人の場合のように、時効が成立する前に保険料をできるだけ納付したいと希望する者、すぐに保険料を納付したいと要望する者等に対しては、窓口にて備え付けた従前の手書きによる国庫金納付書を被保険者に交付していたと説明しており、ほかに申立期間の保険料が時効後納付として還付されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどを踏まえると、納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から52年12月まで

私は、自分で国民年金の加入手続をした記憶はない。しかし、婚姻後いつ頃かは覚えていないが、A市B区の自宅に50歳ぐらいの女性の集金人が来て、「私の為である。」と国民年金保険料を納付することを勧めたので、話を聞き、生活は苦しかったものの、婚姻する時に実家の母からもらった10万円と独身時代にためていた10万円ぐらいの合計20万円以上の預金があったことから、その中から保険料を納付することにした。

集金人は、3か月ごとに来たので、私は現金で国民年金保険料を納付し、引き替えに領収証書を受け取った。昭和52年12月にA市C区に転居するまで、ずっと同じ集金人に保険料を納付していた。

30年以上前なので、当時の領収証書は一部しか見つからなかったが、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの領収証書を所持している。私は、この領収証書に集金人の取扱者印が押されていないことを、今回の申立てで知ったが、これは国民年金保険料を集金人に納付した時に受け取ったものである。

生活が苦しい中、貯金から捻出した申立期間の国民年金保険料が、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したと申し立てている。

そこで、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、昭和48年7月に発行されていることが確認できることから、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立期間の保険料を現年度納付することが可能である。

申立期間のうち、昭和50年1月から51年9月までの期間について、A市で

は同年9月まで集金人により国民年金保険料を収納しており、申立期間当時は住所変更もなかったことから、当該申立期間について、申立人宅に集金人が継続して訪れていたと考えられる。

また、当該期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの期間については、オンライン記録では、未納と記録されているものの、申立人に係る特殊台帳において納付済みとなっている上、昭和50年度欄には、未納催告の押印が無く、51年度の未納催告印を見ると、修正箇所が確認できることから、申立人の国民年金保険料の収納の記録管理について事務的過誤があった可能性も否定できない。

さらに、申立人は、当該申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの期間を含む49年1月から50年3月までの領収証書を所持し、A市の集金人が国民年金保険料と引き替えに交付する領収証書であった主張しているところ、当該期間以外の領収証書には領収印が押されており、オンライン記録において納付済みとなっており、当該期間の領収証書には、領収印が無くオンライン記録において未納となっているものの、上記のとおり、当該期間は、納付済みであったと推認できることから、集金人による保険料の収納に事務的過誤がうかがえる。

加えて、申立人は、本来、資格取得の要件を満たす昭和48年5月に資格を取得すべきであるが、申立人所持の年金手帳を見ると、当初の資格取得日は手帳交付日と同じ同年7月9日と記録されており、オンライン記録を見ると、平成6年に資格取得日が昭和48年5月13日と修正されていることから、加入手続時にも事務的過誤のあったことがうかがえる。

以上のことから、申立期間のうち、集金人により国民年金保険料の収納が行われていた昭和50年1月から51年9月までの保険料の収納及び記録管理に何らかの事務的過誤があった可能性は否定できない。

一方、申立期間のうち、昭和51年10月から52年12月までの期間について、51年10月以降、A市の国民年金保険料の収納方法は、金融機関で納付する自主納付方式となったことから、当該申立期間の保険料は、原則として金融機関から納付する必要があるが、申立人は、金融機関で納付することはなかったと陳述している上、申立人に係る特殊台帳を見ても、昭和53年度に未納催告がされていることが確認できることから、当該期間を納付した事情を酌み取ることはできなかった。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から51年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月

再婚してA県B市に転居した直後の平成8年夏頃、同市役所で国民年金の加入手続を行った。その時、窓口の職員から、遡って国民年金保険料を納めるべき期間があるとの説明があったため、納付書により申立期間の保険料を納めた。

申立期間の領収書は受け取ったと思うが、これまで5年以上経過した領収書は処分するようになってきたので、残っていない。納付したのは確かなので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年の夏頃に、B市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているところ、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出されている被保険者の免除申請日から、申立人に係る国民年金への加入手続は、同年8月頃に行われたものと推認され、申立内容と一致し、この時点で申立期間は過年度納付が可能な期間となる。

また、申立人は、加入手続の際、窓口の職員から、遡って国民年金保険料を納めるべき期間があるとの説明があったため、納付書により申立期間の保険料を納めたとしているところ、B市によると、申立期間当時、市役所の窓口で過年度納付書を発行していたとしている上、申立人が所持する年金手帳によると、申立期間が被保険者期間であると記載されていることが確認できることから、同市が申立期間を被保険者期間であると認識して過年度納付書を発行し、これにより申立人が申立期間の1か月の保険料を過年度納付したとするのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年3月までの期間及び53年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から同年3月まで
② 昭和53年7月から同年9月まで

私は、昭和39年5月頃、夫婦の国民年金の加入手続を市役所で行った。その後、定期的に自宅へ集金に来た市役所の人に、夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。

また、夫が厚生年金保険に加入していた昭和46年6月以降は、私一人分の国民年金保険料を自宅へ集金に来た市役所の人に納付した。

納付したことは間違いないので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年5月頃、夫婦の国民年金の加入手続を市役所で行ったとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年5月27日に夫婦連番で払い出されており、申立内容と一致している。

また、申立人は、国民年金の加入手続をした昭和39年度以降、申立期間を除き全て国民年金保険料を納付し、一緒に保険料を納付したとする申立人の夫の国民年金の加入期間の保険料についても、全て納付済みであるなど、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

さらに、申立人の申立期間①及び②の前後は現年度納付済みである上、申立人の夫の申立期間①の国民年金保険料についても納付済みであり、それぞれの申立期間当時、申立人の夫の仕事及び住所にも変更がないなど、生活状況に大きな変化は認められないことから、3か月と短期間である申立期間①及び②の保険料も、納付したと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月まで

私は昭和42年に国民年金に加入して以降、国民年金保険料は3か月ごと定期的に集金人に納付していた。当初は、年金手帳を用いて保険料を納付していたが、申立期間の頃から納付書を用いる方法に切り替わったことを覚えている。これについては、当時集金人から、もうすぐ納付方法が変わるので、納め忘れないようにと注意を受けていたので、納付方法の切替による納め忘れはしていないと思う。申立期間について、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年4月以降の国民年金の加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更の手続も適切に行っていることが確認でき、国民年金への加入意識及び納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間の前後は納付済みである上、申立期間の前後を通じて、申立人及びその夫の住所及び仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の3か月のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 9 月から平成元年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 62 年 9 月から平成元年 11 月まで

時期ははっきりしないが、A 県内で同居していた母親が私の国民年金の加入手続を行い、加入当初の国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、また、昭和 44 年に結婚してからは、妻が、私の保険料を納付してくれていた。

申立期間当時は、自営業を営んでおり、毎月、従業員の給料を振り込むために、妻が金融機関に出向いており、一緒に私の国民年金保険料を納付してくれていた。

なお、税務関係の処理を依頼している会計事務所には、申立期間当時の確定申告書の写しが残っており、それを見ると、国民年金保険料を納付した記録が確かにある。

私は、国民年金基金にも加入しており、国民年金保険料を納付しないということは考えられず、申立期間①及び②の保険料が、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号により、A 県 B 市(現在は、C 市)において、昭和 42 年 7 月頃に払い出されたものと推認され、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人は、20 歳から 60 歳到達まで、申立期間①及び②を除き、国民年金保険料を全て納付しているほか、特殊台帳を見ると、申立期間①より前の

期間については、現年度納付できなかつた期間の保険料は、納付催告を受ける前に過年度納付しており、また、オンライン記録を見ると、申立期間②より後の期間についても、同様に過年度納付により保険料の未納解消に努めている期間が複数回確認できることから、申立期間当時の保険料の納付を担っていた申立人の妻は、申立人の保険料が未納とならないように努めていたことがうかがえる。

さらに、申立人が、申立期間当時において、税務処理を依頼していたとする会計事務所保管の昭和58年分から平成6年分までの確定申告書の控え及び昭和62年分から平成元年分までの修正申告書の控えを確認したところ、社会保険料控除として、各年の国民年金保険料額が計上されており、その記載金額は各年の一人分の保険料額と全て一致している。

この点について、当該会計事務所の担当者は、当時、国民年金保険料を社会保険料控除として申告するに当たっては、制度上、領収証書の添付は必要とされていなかったものの、確定申告書の作成に当たっては、国民年金についても、基本的には実際に申立人から提出された領収証書を確認していた旨、回答している。

加えて、申立期間前後の生活状況に特段の変化も認められないことを踏まえると、申立人の国民年金保険料の納付を担い、他の期間の保険料については、過年度納付により未納解消に努めていた申立人の妻が、申立期間①及び②の保険料のみ未納のまま放置していたとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から同年12月まで

昭和43年*月頃、自身でA市役所に出向き、国民年金に加入した。

加入当初は、市役所で国民年金保険料を納付し、国民年金手帳に領収印を押してもらっていた。

転職を契機に、昭和44年4月頃、A市からB市に転居し、3か月後の同年7月頃に市役所へ転入届を提出した際、国民年金についても住所変更手続を行い、その際、700円程度の国民年金保険料を納付し、領収書を受け取った。

また、仕事上、集金人と会えないこともあり、住所変更手続から約3か月後に、初回と同額の国民年金保険料をB市役所に持参し、領収書を受け取った。

昭和45年1月初旬、結婚を契機に、B市からC市に転居する直前にも、700円程度の国民年金保険料を市役所で納付したことを覚えている。

結婚後しばらくは、国民年金の住所変更手続等を行わず、国民年金保険料も納付しなかったが、B市で3回納付したことは、はっきりと覚えており、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

特殊台帳及び国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和43年*月*日を国民年金被保険者資格の取得日として、同年5月17日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期等からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立期間は9か月と短期間である上、申立期間より前の期間の国民年金保険料については、20歳到達以降、現年度納付している。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、i) A市からB市へ転居した際、同市役所の窓口で、国民年金についても住所変更の手続を行い、その場で3か月分として700円程度の保険料を納付し、領収書を受け取ったこと、ii) 昼間は自宅におらず、集金人へ納付できないため、その後、同市在住中、2回にわたり、自ら市役所に出向き、加入手続時と同様に3か月分ずつ、それぞれ700円程度の保険料を納付したことについて、具体的に陳述している。

一方、i) 申立人に係る特殊台帳等を見ると、A市からB市への住所変更手続が適切に行われていた事跡が確認できること、ii) 申立期間当時の国民年金保険料額は3か月で750円であり、納付したとする金額とおおむね一致すること、iii) 同市では、申立期間当時は集金人による3か月単位での国民年金手帳への印紙検認による保険料の収納が通例であったものの、市役所窓口での保険料収納も行っており、その際には印紙検認の代わりとして、領収証書を発行することもあったと説明していることなど、申立人の陳述は、当時の制度状況と符合している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から同年9月までの期間及び62年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年7月から同年9月まで
② 昭和62年5月

国民年金の加入については、30歳を過ぎた頃から、将来のことも考えるようになり、昭和57年頃、自分自身でA市役所に出向き手続を行った。

加入手続後の国民年金保険料については、定期的に納付しており、途中からは銀行の口座振替により納付してきたはずである。口座振替ができずに保険料の納付が遅れたこともあったと思うが、その場合でも、後日送付された納付書により、直ちに遡って納付したはずである。

申立期間当時の国民年金保険料額は、多分、月額7,000円ないし8,000円ぐらいのはずであり、口座振替ができなかったとしても、経営していた塾の運営資金が手元に残っていたので、納付書により支払ったはずである。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和57年10月12日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立期間①及び②は合わせて4か月と短期間である上、それぞれ、前後の期間の国民年金保険料は現年度納付している。

さらに、オンライン記録を見ると、加入手続以降の国民年金保険料については、申立期間を除き、全て納付済みとなっており、また、平成9年4月から

21年5月までの保険料については前納している上、14年4月以降については、付加保険料も納付するなど、申立人の国民年金制度への意識の高さがうかがえる。

加えて、オンライン記録及びA市保存の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和60年4月以降、口座振替により国民年金保険料を納付していたと考えられるところ、預金残高不足により口座振替ができなかった場合には、後日納付している事跡が複数回確認できることも踏まえると、国民年金に対する意識の高い申立人が、申立期間①及び②の保険料のみを未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年6月まで

私と妻の国民年金への加入については、一緒に仕事をしていた兄に全て任せていたので詳しいことは分からないが、兄が、昭和47年4月頃に手続きしてくれたと思う。

国民年金保険料については、最初の1回についてだけ兄が納めてくれたが、その後は、ずっと自宅に来ていた女性の集金人に妻が夫婦二人分を納付してくれていた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和47年7月31日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、オンライン記録を見ると、国民年金手帳記号番号の払出以降の国民年金保険料については、申立期間を除き未納は無く、申立人の妻の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は3か月と短期間である上、前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっている。

加えて、申立期間当時における申立人の生活状況には特段の変化はなかったものと認められ、納付意識の高い申立人の妻が、納付可能な申立期間の国民年金保険料のみ未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年2月1日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年2月1日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成13年12月31日から14年1月11日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年1月11日に訂正し、13年12月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年2月1日から同年3月1日まで
② 平成13年12月31日から14年1月11日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間について、保険料控除が確認できる給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人提出の給与明細書から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書の保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、社会保険事務所（当時）の記録におけるA社の資格取得日が雇用保険の加入記録における資格取得日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が平成13年3月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、雇用保険の加入記録及びA社提出の平成14年度年末調整一覧表から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の年末調整一覧表において確認できる保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和27年6月1日から同年8月2日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における船員保険被保険者の資格取得日（昭和27年8月1日）及び資格喪失日（昭和27年10月7日）に係る記録を取り消し、申立人の同社における資格取得日に係る記録を同年6月1日に、資格喪失日に係る記録を同年8月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月1日から同年8月2日まで

私は、A社に昭和27年5月1日に入社し、B船に乗り組み、船員として同年8月1日まで勤務した後、同年8月からはC社で勤務した。

しかし、年金事務所の記録では、A社における船員保険被保険者期間が昭和27年8月1日から同年10月7日までとなっており、同社の次に勤務したC社における厚生年金保険被保険者期間と重複している。

A社における船員保険被保険者期間を申立期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

年金事務所の記録によると、申立人は、A社において船員保険被保険者資格を昭和27年8月1日に取得し、同年10月7日に喪失しているところ、C社において厚生年金保険被保険者資格を同年8月2日に取得しており、船員保険と厚生年金保険の被保険者期間が重複していることが確認できる。

一方、申立人は、「A社には船長のD氏と一緒に移ってきた。」と陳述しているところ、元同僚（A社における被保険者資格の取得日は申立人と同日）保管の船員手帳を見ると、同人の雇入日は昭和27年7月13日、船長の氏名はD氏と記載されていることが確認でき、同人は、「船長とは、B船の前に乗ってい

たE船でも一緒であった。船長がE船からB船に移ったとき、私はE船に残り、1か月後又は2か月後にB船に移った。」と陳述していることから、船長及び申立人がA社に勤務し始めたのは同年6月頃であったことがうかがえる。

また、申立人は、「C社に面接に行ったら、明日から来てくれと言われたので、A社を退職し、C社に入社した。」と陳述しており、申立人のC社における被保険者資格の取得日が昭和27年8月2日と記録されていることに不自然な点はうかがえない。

さらに、申立人は、「A社に勤務し始めたとき、B船に勤務していた船員がほとんど退職し、ほぼ総入替えとなった。」と陳述しているところ、A社に係る船員保険被保険者名簿によると、昭和27年5月に被保険者資格の有る26人のうち、20人が同年6月20日までに資格を喪失していることが確認できる上、同年5月17日以降は、同年8月1日に船長及び申立人を含む9人が同社において資格を取得するまで資格を取得した者はいないことから、申立人の陳述には信ぴょう性が認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和27年6月1日から同年8月2日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和27年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が既に適用事業所ではなくなっていることから回答が得られず不明であるものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年6月及び同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和27年5月1日から同年6月1日までの期間については、A社は36年に船員保険の適用事業所ではなくなっているため、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できず、このほかに申立人が当該期間に船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月1日から33年1月1日まで
脱退手当金の確認はがきにおいて、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る最初の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い。

また、オンライン記録を見ると、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を含む健康保険整理番号1番から43番までの女性従業員のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和33年1月1日の前後2年以内に資格を喪失した7人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人のみであることを踏まえると、事業主が申立人の委任に基づき代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は21年3月8日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から21年3月8日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した期間に係る資格喪失日が確認できず、同社における加入期間が不明であるとの回答をもらった。同社C営業所に、昭和18年頃から21年3月7日までD業務従事者として勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びオンライン記録を見ると、申立人と同姓同名で生年月日も一致し、基礎年金番号に未統合となっている被保険者記録（資格取得日は昭和19年6月1日であり、資格喪失日の記載は無い。）が確認できる。

また、B社は、「当社保管の人事記録から、申立人が昭和18年11月17日付けで入社し、21年3月7日付けで退職していることが確認できる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、上記未統合の被保険者記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は21年3月8日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記未統合の被保険者記録から、60円とすることが妥当である。

なお、B社が申立人の勤務を認めている期間のうち、昭和18年11月17日

から19年6月1日までの期間については、労働者年金保険法が施行され、女子労働者は加入対象とされていなかったことから、申立人は、制度上、被保険者となることができない。また、同年6月1日から同年10月1日までの期間については、保険料の徴収が行われない厚生年金保険制度発足時の準備期間に当たるため、申立人が同年6月1日に被保険者資格を取得していることが前述の被保険者名簿で確認できるものの、当該被保険者期間は、制度上、保険給付の計算の基礎とはならない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を90万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月8日

平成18年12月8日に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の賃金台帳によると、賞与額に見合った厚生年金保険料が控除されているので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社保管の賃金台帳により、申立人は、平成18年12月8日に支給された賞与において、90万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を事務過誤により社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとすることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月8日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成5年11月は34万円、同年12月は32万円、6年1月から同年10月までの期間及び7年5月から8年1月までの期間は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から8年2月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務していた平成5年11月から8年1月までの標準報酬月額が26万円と記録されていることが分かった。当時の給与支払明細書では30万円程度に相当する保険料が控除されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申出人提出の給与支払明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、平成5年11月は34万円、同年12月は32万円、6年1月から同年10月までの期間及び7年5月から8年1月までの期間は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は不明としているが、上記給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成6年11月から7年4月までの期間については、申立人提出の給与支払明細書で確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることから、特例法による記録の訂正は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成4年1月から5年2月までは38万円、同年3月から6年10月までは41万円、同年11月から7年4月までは36万円、同年5月から9年6月までは41万円、同年7月及び同年8月は44万円、同年9月は41万円、同年10月は44万円、同年11月から10年2月までは41万円、同年3月から12年4月までは44万円、同年5月から13年10月までは50万円、同年11月は47万円、同年12月から14年2月までは50万円、同年3月及び同年4月は47万円、同年5月及び同年6月は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月1日から平成14年7月1日まで
ねんきん定期便により、A社で勤務したほぼ全ての期間の標準報酬月額が、実際に支給された給与額よりも低い額で記録されていることが分かった。
保管している一部期間の給料支払明細書などを提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、申立期間のうち、平成

5年1月及び同年2月は38万円、同年3月から6年10月までは41万円、同年11月から7年4月までは36万円、同年5月から8年6月までの期間及び同年8月から9年6月までの期間は41万円、同年7月及び同年8月は44万円、同年9月は41万円、同年10月は44万円、同年11月から10年2月までは41万円、同年3月から12年4月までは44万円、同年5月から13年3月までの期間及び同年5月から同年10月までの期間は50万円、同年11月は47万円、同年12月から14年2月までは50万円、同年3月及び同年4月は47万円、同年5月及び同年6月は50万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成8年7月及び13年4月については、報酬月額及び保険料控除額、又はそのいずれか一方を確認できる給料支払明細書等の資料は無いが、申立人は、それぞれその前後の月において、業務内容、勤務形態等には何ら変化は無く、給与支給額も変化が無かったと陳述しているところ、申立人提出の給料支払明細書によると、それぞれの前後の月において、ほぼ同額の給与が支払われ、同額の保険料が控除されており、当該月についても前後の月と同水準の給与が支給され、同額の保険料が控除されていたものと推認されることから、当該期間の申立人の標準報酬月額を、8年7月は41万円、13年4月は50万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成4年1月から同年12月までの期間については、申立人提出の市民税・県民税の特別徴収税額の通知書（平成5年度）を見ると、同年分の給与支払総額は、給料支払明細書の提出があった前述の期間と同様に高額であることが確認できるものの、社会保険料控除額はオンライン記録上の低い標準報酬月額に基づく金額にほぼ一致しており、給与支給額に基づいた保険料が控除されていたことは確認できない。しかし、申立人提出の源泉徴収票（平成5年、7年から11年まで）を見ると、当該期間と同様に、各年の給与支払総額は高額であるものの、社会保険料控除額はオンライン記録上の低い標準報酬月額に基づく金額にほぼ一致していることが確認できることから、実際には、前述のとおり、給料支払明細書により、オンライン記録より高額のほぼ給与支給額に基づいた保険料が控除されていたことが確認できることから、当該期間についても、5年以降と同様に、給与支給額に基づいた保険料が控除されていたことが推認できる。したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人提出の市民税・県民税の特別徴収税額の通知書（平成5年度）に記載された4年分の給与支払総額から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、上記給料支払明細書等により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料

について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和61年1月1日から平成4年1月1日までの期間については、申立人は、給与支払明細書及び源泉徴収票等を保管していないため、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

このほか、当該期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月 26 日から 42 年 2 月 5 日まで

日本年金機構から送付されてきた脱退手当金の受給についての確認はがきによると、A社に勤務していた2回の被保険者期間のうち、申立期間については脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年10か月後の昭和43年12月11日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にあるB社、C社、D社及びE社における4回の被保険者期間と、申立期間と支給決定日の間にあるA社における被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が、合計で6年4か月にも及ぶ申立期間前の被保険者期間及び申立期間と同じ事業所である申立期間後の被保険者期間をいずれも失念して請求するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 7 月 16 日から 39 年 6 月 26 日まで
② 昭和 40 年 1 月 7 日から同年 6 月 4 日まで
③ 昭和 40 年 6 月 4 日から同年 8 月 21 日まで
④ 昭和 40 年 8 月 21 日から 43 年 12 月 31 日まで

日本年金機構から送付されてきた脱退手当金の受給についての確認はがきによると、A社に勤務した期間（申立期間①）、B社に勤務した期間（申立期間②及び④）及びC社に勤務した期間（申立期間③）については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、B社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年5か月後の昭和45年6月11日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にあるD社、E社、F社及びG社における4回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が、合計で3年10か月にも及ぶこれら4回の被保険者期間をいずれも失念して請求するとは考え難い。

さらに、申立人は、B社で被保険者資格を喪失後、すぐに国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しており、申立人の年金に対する意識は高かったと考えられることから、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成13年11月は50万円、同年12月から15年3月までは32万円、同年4月から同年10月までは38万円、同年11月から16年4月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から16年5月2日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成13年11月から16年4月までの標準報酬月額が、実際の支給額と比べて大幅に相違していることが分かった。申立期間の給与支給明細書を提出するので、給与支給額に見合った正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した平成13年11月から16年4月までの期間に係る給与支給明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成13年

11月は50万円、同年12月から15年3月までは32万円、同年4月から同年10月までは38万円、同年11月から16年4月までは32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が既に適用事業所ではなくなっているため不明であるものの、申立人の給与支給明細書から確認できる報酬月額又は保険料控除額に相当する標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、申立人について、社会保険事務所の記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は、上述のとおり認定した申立人に係る標準報酬月額に相当する保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月23日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には申立期間も退職することなく継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の陳述及び同僚から提出のあった給与支払明細書から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年4月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

しかし、申立人及びその同僚の陳述によると、申立期間においても従業員は30人以上が勤務し、業務内容及び勤務形態に変わりはないとしており、社会保険事務所の記録においても、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった時点での被保険者38人のうち、申立人を含む28人が、同社が再びB社(昭和39年4月16日に、C社に名称変更)として適用事業所になった昭和38年10月1日に被保険者資格を再取得していることから、A社は、申立期間

においても5人以上の従業員が勤務していたことが推認され、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと考えられる。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったことが認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月 1 日から 37 年 6 月 1 日まで
② 昭和 37 年 6 月 1 日から 39 年 9 月 20 日まで

年金事務所より脱退手当金の受給を確認するはがきを送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、A社（昭和 37 年 6 月 1 日にB市からC市へ移転）での厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。

しかし、当時は脱退手当金についての知識などない上、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立期間②に係る事業所であるA社の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年後の昭和40年9月13日に支給決定された記録となっている上、申立期間②に係る事業所において、申立人と同時期に資格を喪失した女性被保険者に、脱退手当金を受給している者が確認できないことを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立期間に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票並びに厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間に係る脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和39年12月*日に婚姻し、改姓しており、当該婚姻日から約9か月後に脱退手当金の支給がなされていることを踏まえると、申立人が旧姓で脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成元年9月は28万円、2年2月から同年5月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成2年6月30日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成2年6月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年9月1日から同年10月1日まで
② 平成2年1月1日から同年6月30日まで
③ 平成2年6月30日から同年7月1日まで

A社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が、実際の保険料控除額に見合う標準報酬月額より低額となっている。給与支給明細書を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

申立期間③について、年金事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間③の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には継続して勤務したので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生

年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②について、申立人提出の給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成元年9月は28万円、2年2月から同年5月までは30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、平成2年1月については、申立人提出の給与支給明細書で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることから、特例法による記録の訂正を行うことはできない。

次に、申立期間③について、申立人提出の給与支給明細書及び雇用保険の加入記録から、申立人はA社に継続して勤務し（平成2年7月1日にA社C営業所から同社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人提出の給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を平成2年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成4年7月から同年9月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から同年10月1日まで
年金事務所の記録では、A社での私の厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支払額より低く記録されている。
申立期間の給与支払明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人提出の給与支払明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成4年7月から同年9月までは30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成22年4月1日に解散のため厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は、申立期間の厚生年金保険料の控除及び

納付の状況については不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成5年2月から6年10月までは16万円、7年9月から8年9月までは17万円、同年10月は16万円、同年11月から15年3月までは18万円、同年4月及び同年5月は19万円、同年6月は18万円、同年7月は20万円、同年8月及び同年9月は19万円、同年10月は20万円、同年11月及び同年12月は19万円、16年1月及び同年2月は20万円、同年3月は22万円、同年4月は20万円、同年5月及び同年6月は19万円、同年7月及び同年8月は20万円、同年9月は19万円、同年10月は20万円、同年11月及び同年12月は19万円、17年1月及び同年2月は20万円、同年3月は22万円、同年4月は20万円、同年5月から同年8月までは19万円、同年9月は20万円、同年10月及び同年11月は19万円、同年12月は20万円、18年1月は19万円、同年2月から同年4月までは20万円、同年5月から同年8月までは19万円、同年9月は22万円、同年10月及び同年11月は19万円、同年12月及び19年1月は20万円、同年2月は22万円、同年3月及び同年4月は20万円、同年5月及び同年6月は19万円、同年7月は20万円、同年8月は19万円、同年9月は20万円、同年10月は19万円、同年11月は20万円、同年12月は19万円、20年1月から同年3月までは20万円、同年4月から同年9月までは19万円、同年10月及び同年11月は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月15日から20年12月30日まで

年金事務所の記録では、A社における厚生年金保険被保険者期間の標準報酬月額が、給与支給額及び給与から控除されていた厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額より低く記録されている。

しかし、私は、申立期間の給料明細書を所持しているので、給与支給額

及び厚生年金保険料控除額に見合った標準報酬月額の記事を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間における申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給料明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成5年2月から6年10月までは16万円、7年9月から8年9月までは17万円、同年10月は16万円、同年11月から15年3月までは18万円、同年4月及び同年5月は19万円、同年6月は18万円、同年7月は20万円、同年8月及び同年9月は19万円、同年10月は20万円、同年11月及び同年12月は19万円、16年1月及び同年2月は20万円、同年3月は22万円、同年4月は20万円、同年5月及び同年6月は19万円、同年7月及び同年8月は20万円、同年9月は19万円、同年10月は20万円、同年11月及び同年12月は19万円、17年1月及び同年2月は20万円、同年3月は22万円、同年4月は20万円、同年5月から同年8月までは19万円、同年9月は20万円、同年10月及び同年11月は19万円、同年12月は20万円、18年1月は19万円、同年2月から同年4月までは20万円、同年5月から同年8月までは19万円、同年9月は22万円、同年10月及び同年11月は19万円、同年12月及び19年1月は20万円、同年2月は22万円、同年3月及び同年4月は20万円、同年5月及び同年6月は19万円、同年7月は20万円、同年8月は19万円、同年9月は20万円、同年10月は19万円、同年11月は20万円、同年12月は19万円、20年1月から同年3月までは20万円、同年4月から同年9月までは19万円、同年10月及び同年11月は18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、既に解散のため厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間の事業主は死亡しているため、回答を得ることができないが、申立期間について、給料明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に基づく標準報酬月額が、長期にわたり一致していないことから、事業主は給料明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に基づく報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履

行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成6年11月から7年8月までの期間については、申立人提出の給料明細書において確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額を上回るものの、給料明細書において確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、当該期間は特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 1 日から 35 年 11 月 15 日まで
年金事務所の記録では、私が A 社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期（おおむね 2 年以内）に受給要件を満たして資格を喪失し、脱退手当金の支給記録が確認できる同僚に照会したところ、申立人の約 1 年前に資格を喪失した同僚は、「私は給与計算を担当し、退職者に対して脱退手当金の説明は行っていたが、私が在籍中に代理請求は行っていない。私自身の脱退手当金の請求手続も自ら行った。」旨陳述し、申立人の約 5 か月後に資格を喪失した同僚も、「会社から説明を聞き、自身が役所に手続に行った。」旨陳述していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金の計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が、35 か月間と申立期間よりも長期間であり、最初に勤務した事業所に係る当該被保険者期間を失念したまま請求手続を行ったとは考え難い。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と 40 円相違しているが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格取得日に係る記録を昭和26年9月1日及び30年2月1日に、資格喪失日に係る記録を27年3月1日及び30年4月1日に、C社（現在は、B社）本社における資格取得日に係る記録を37年2月28日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を、26年9月から27年2月までは5,000円、30年2月及び同年3月は1万2,000円、37年2月は3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和26年9月から27年2月までの期間、30年2月及び同年3月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が申立人に係る昭和37年2月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年9月1日から27年3月1日まで
② 昭和30年2月1日から同年4月1日まで
③ 昭和37年2月28日から同年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社及び同社が名称変更したC社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間は、私が当該事業所の営業所での業務完了後に、次の営業所へ転勤するまで本社でD業務に従事していた期間であり、私は、当該期間も当該事業所に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間もA社及びC社に継続して勤務し(昭和26年9月1日にA社E営

業所から同社本社に異動、27年3月1日に同社本社から同社F営業所に異動、30年2月1日に同社G営業所から同社本社に異動、同年4月1日に同社本社から同社H営業所に異動、37年2月28日にC社I営業所から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社E営業所における昭和26年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、同年9月から27年2月までは5,000円、申立人の同社G営業所における30年1月の社会保険事務所の記録から、同年2月及び同年3月は1万2,000円、申立人のC社本社における37年3月の社会保険事務所の記録から、同年2月は3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、仮に、事業主から、申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和26年9月から27年2月までの期間、30年2月及び同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間③に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、《標準賞与額》（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年12月12日

A社から平成20年12月12日に一時金（賞与）を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、私の年金記録には当該賞与に係る記録が無いので、調査の上、記録の訂正を行ってほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の給与明細一覧表により、申立人は、平成20年12月12日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の給与明細一覧表において確認できる保険料控除額から、《標準賞与額》（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 23 年 3 月 10 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成 20 年 12 月 12 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別添

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
11606	男		昭和45年生		39万1,000円
11607	女		昭和48年生		40万1,000円
11608	男		昭和45年生		34万2,000円
11609	女		昭和43年生		22万5,000円
11610	男		昭和34年生		19万6,000円
11611	女		昭和31年生		22万5,000円
11612	女		昭和38年生		22万5,000円
11613	女		昭和42年生		22万5,000円
11614	女		昭和41年生		19万6,000円
11615	女		昭和40年生		19万6,000円
11616	女		昭和46年生		20万6,000円

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から62年3月まで

私は、会社を退職した昭和61年7月頃、母にA市役所で国民年金の加入手続を行ってもらった後、すぐに母にお金を渡し、それまで未納であった期間の国民年金保険料を、同市役所で全て納付してもらった。

その後しばらくの間は国民年金保険料を納付できなかったが、昭和62年頃、お金がたまったので、前回同様、母にお金を渡し、未納となった期間の保険料をA市役所で遡って納付してもらったのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年7月頃、その母親がA市役所で申立人に係る国民年金の加入手続を行い、申立人の母親に依頼して2度にわたり過去の未納期間の国民年金保険料を同市役所で納付してもらったと申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期及びその前後の被保険者の状況から、昭和63年3月頃に加入手続が行われたものと推定され、加入時期において申立内容と符合しない。この場合、当該加入手続が行われた当時において、申立期間のうち、大部分の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、時効成立前の納付が可能な期間の国民年金保険料については、別途国庫金納付書で遡って納付することとなる過年度保険料となるが、A市役所では、庁舎内金融機関も含め、過年度保険料の徴収業務は行われていなかったことが確認されているほか、申立人及び申立人の未納期間の保険料を納付してくれたとするその母親は、当時の納付金額及び納付書の様式等に関する具体的な

記憶は定かではないと陳述している。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄するB県の国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 5844

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から50年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から50年7月まで

私は、国民年金に加入した時、加入を勧めた女性集金人から、国民年金保険料は10年間納付しなければならないと言われたことを覚えている。

満60歳になって納付期間が満了した頃、送付されてきた通知書で納付年数を数えると、ちょうど10年間であったことを間違いなく確認していたのに、8年間しか納付したこととされていないのは納付できない。

申立期間の2年間を納付済期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年8月9日に国民年金の任意加入被保険者の資格を取得し、同年8月から60歳期間満了となる58年*月までの8年間の国民年金保険料を納付していることが、申立人のオンライン記録により確認できる。この場合、申立期間は、任意加入期間における未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

また、申立人が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、昭和48年8月頃に別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の納付の根拠として、60歳期間満了時に確認した納付年数が10年間であったと主張するのみであり、送付されてきたとする通知書の内容も不明である上、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から6年3月まで

私が大学生当時バイクに乗っていたので、母が事故によるけが等を心配して、平成3年4月頃に市役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

国民年金に加入後の私の国民年金保険料も、母が農協又は銀行で1年分をまとめて前納してくれていたと聞いている。

申立期間が未納とされているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金の加入時期等を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の状況から、平成6年5月頃に加入手続が行われたものと推定され、国民年金法の改正により、学生が国民年金の強制加入被保険者とされた平成3年4月1日まで遡って、同被保険者の資格を取得していることが、申立人のオンライン記録により確認できる上、その記録は、申立人の年金手帳に記載された資格取得日とも一致している。この場合、当該加入手続が行われた当時において、申立期間のうち、一部の期間は、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、時効成立前の納付が可能な期間の保険料については、別途国庫金納付書により遡って納付することとなる過年度保険料であるが、申立人の保険料を納付してくれていたとする申立人の母親は、保険料を遡って納付した記憶はないと陳述している。

また、申立人の母親が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料について1年前納を含めて現年度納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人も国民年金に関する手帳は1冊だけで

あると陳述している。

さらに、申立期間は3年間に及び、この間、納付記録が連続して欠落することは考え難い上、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 2 月から平成 2 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月から平成 2 年 5 月まで

私は、学生時代が長く、23 歳から 25 歳まで海外に留学しており、帰国して働くようになってからは、国民年金に加入するつもりでいた。

父親が 51 歳で他界したので、私が 26 歳で国民年金に加入し、父親の年齢まで生きることができれば、ちょうど年金受給資格期間である 25 年間の国民年金保険料を納付することになると考え、年金手帳に記載されている初めて被保険者となった昭和 57 年 2 月 3 日に、母親が A 市役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

その際、母親が市役所窓口で私の国民年金保険料を現金で納付するとともに、口座振替手続を行い、翌月以降、私の預金口座から毎月口座振替により保険料を納付してきたので、申立期間が未納であるはずはない。

また、私の国民年金手帳記号番号は、平成元年 10 月 11 日に払い出されているとのことであるが、この時期に加入手続を行う理由は、私には考えられないので、払出日の記載が間違っていないか、よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金の新規加入手続の際、年金手帳に記載して発行される国民年金手帳記号番号は、国民年金制度発足以来の一連番号が使用され、社会保険事務所(当時)において国民年金手帳記号番号払出簿により一括管理されていることから、被保険者の手帳記号番号から加入時期を推定することが可能である。

そこで、申立人に係る国民年金手帳記号番号「番号 C」について調査すると、当該手帳記号番号は、B 社会保険事務所(当時)から A 市役所に対して平成元年 10 月 11 日に事前に払い出された「番号 D」から「番号 E」までの手帳記号番号の一つであることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、

申立人の手帳記号番号前後の被保険者の納付開始時期等から、申立人の母親がちょうど満 60 歳となる同年*月に申立人の加入手続が行われたものと推定される。この時点において、申立期間のうち、大部分の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、時効成立前の納付が可能な期間の大半は、加入手続前の期間であり、保険料を遡って納付することとなるが、申立人は、保険料の納付は全て口座振替により納付していたので、遡って納付したことはないと陳述している。

また、申立人の母親が、申立内容のとおり、申立人が昭和 57 年 2 月に申立人に係る国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を口座振替により納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行うとともに、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立期間は 8 年間以上に及び、銀行を通じて行われる口座振替の納付記録が、これほどの長期間にわたり、毎月連続して欠落する可能性は極めて低いものと考えられる。

さらに、申立人の母親のオンライン記録を見ると、申立期間当時に国民年金保険料の免除期間及び未納期間が存在することから、申立人の母親に当時の事情について聴取したところ、申立人の父親が亡くなった後であり、経済的に苦しかったと陳述している上、申立人が申立期間の保険料について納付していたことを示す関連資料(預金通帳、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から61年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から61年12月まで

私が大学を卒業した後、時期は定かでないが、確定申告をした時に国民年金保険料を納付していないことを指摘されたことから、国民年金の加入手続を行うため、母にA市役所に行ってもらった。

加入手続の時、母がお金を出して、私の遡った期間の国民年金保険料を20万円程度納付してくれたが、いつからいつまでの期間の保険料だったかまでは覚えていない。

その2年ないし3年後、母が、私の国民年金保険料の納付に市役所に行った際、20歳まで遡って納付するように窓口で言われた。私は、学生の時の保険料は納付の必要はないと思ったが、20数万円を母に渡して、納付してもらった。私にとっては大出費だった。

私の所持している領収書には「3年分、24,5925-」と手書きで書き添えてあり、今では考えられないほど雑な領収書である。これは、申立期間のうちどの期間の3年分かは分からないが、申立期間の領収書であるはずである。

申立期間の国民年金保険料が納付とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学生であった期間を含む昭和56年4月からの申立期間の国民年金保険料を、申立人の母親が市役所で遡って納付したと申し立てている。

そこで、申立人のオンライン記録を見ると、申立人の国民年金被保険者資格は、昭和58年4月1日に取得されていることから、申立期間のうち、学生であった56年4月から58年3月までの期間については、国民年金の任意未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムで調査すると、申立人の国

民年金の加入手続は平成元年4月頃に行われており、この加入手続の時点において、申立期間のうち、昭和58年4月から61年12月までの期間については、制度上、時効により国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人及びその母親は、申立期間の国民年金保険料について、加入手続時及びその後の2度の機会に、それぞれ20万円程度ずつの金額を遡って納付したと陳述している。

そこで、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する領収証書を見ると、平成元年4月に、昭和62年1月から63年3月までの過年度保険料(11万100円)を一括納付するとともに、平成元年4月から2年3月までの現年度保険料(9万3,680円)を前納していることが確認できる。また、元年12月に、昭和63年4月から元年3月までの過年度保険料(9万2,400円)を一括納付し、2年4月には同年4月から3年3月までの現年度保険料(9万8,370円)を前納していることが確認できる。

以上のことから、申立人は、加入手続時(平成元年4月)及びその後(平成元年12月及び2年4月)において、納付可能な過年度保険料を納付しつつ、現年度保険料を前納していたことが確認できる上、納付した国民年金保険料額の合計は39万4,550円となり、おおむね40万円近い金額であることから、申立人及びその母親が、遡って納付したとする保険料は、これらの過年度保険料及び現年度保険料であった可能性も否定できない。

また、申立人は、「3年分、24,5925-」と手書きされている平成2年度の現年度保険料の領収証書を所持しており、当該領収証書が、申立期間のうちの3年分の国民年金保険料の領収証書であると申し立てている。

しかし、A市は、「現年度保険料と過年度保険料とを一枚の納付書で領収することはなく、『3年分、24,5925-』だけでは、納付期間等は不明であるし、この記載をもって24万5,925円を領収したとは考えられない。」と回答している。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から3年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月から3年5月まで

私は、平成4年12月に結婚した後、A市（現在は、B市）の役所で国民年金の加入手続きを行い、その時、それまで加入していなかった期間の国民年金保険料を、一度だけ一括で10万円以上を納付した記憶がある。

未納期間の国民年金保険を一括納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者資格の取得記録から、申立人は、平成5年6月ないし同年7月ごろに国民年金の加入手続きを行ったと推測できるが、当該加入手続き時点において、申立期間のうち、2年8月から3年4月までの国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、上記加入手続きが平成5年6月であった場合、申立期間のうち、3年5月の国民年金保険料は過年度納付が可能である。しかし、オンライン記録を見ると、5年7月21日に、申立人の3年11月から4年7月までの厚生年金保険被保険者期間が判明したことから、国民年金の資格得喪の年月日に変更され、国民年金被保険者期間を2年8月から3年10月までに訂正されている。さらに、当該訂正後の国民年金被保険者期間のうち、申立期間直後の同年6月から同年10月までの5か月の国民年金保険料が、過年度納付されている。

以上のことから、前述の国民年金被保険者期間が訂正された時点において、時効にかかわらず納付が可能であった期間の国民年金保険料が過年度納付され、申立期間のうち、平成3年5月保険料は時効により納付できなかったものと考えるのが自然である。

また、オンライン記録を見ると、前述の過年度納付のほか、平成4年8月か

ら5年3月までの国民年金保険料が納付の記録となっており、加入時点からみると過年度納付されている。これらの過年度納付の合計金額は12万2,600円となることから、申立人が一括で10万円以上を納付したとする保険料は、これらの過年度保険料であった可能性を否定できない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から62年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から62年2月まで

私は、勤めていた会社を退職した後、昭和58年7月頃に国民年金への加入手続を行い、送られて来た納付書で申立期間の国民年金保険料を毎月、期限内に納付してきたので、申立期間が未納とされているのは納付できない。

また、申立期間当時、私はA市に住んでいたにもかかわらず、社会保険事務所(当時)からの被保険者記録照会回答票では、住所地が間違っていてB市となっている。よく調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、昭和58年7月頃に国民年金への加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を毎月、納付書で納付したとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、戸籍の附票において確認できる申立人の63年6月から平成5年3月までの住所地であるC市を所管するD社会保険事務所(当時)で払い出されていることが確認できる上、オンライン記録によると、申立人が国民年金への加入手続を行った時期は、申立人の手帳記号番号の前後の番号が払い出されている被保険者に係る資格取得日及び保険料納付日から、2年5月から同年8月頃までと推認される。この場合、昭和58年7月頃に国民年金への加入手続を行ったとする申立内容と一致しない上、この時点において、申立期間は時効により保険料を納付できない期間となる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情

も見当たらない。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間は国民年金保険料の未納期間として記録されていることが確認でき、オンライン記録の内容と一致する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から47年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から47年2月まで

私は、昭和42年4月に会社を退職し自宅にいたとき、母の国民年金保険料の集金に来ていた女性集金人から国民年金の加入を勧められ、結婚前に加入したことを覚えている。保険料は私が他市へ転居するまで、主に母が毎月自宅に来る集金人に、母自身と私の二人分を納付していたはずである。

私は、結婚後も実家で両親と同居しており、転居するまで経済的にも一番豊かな時期であったので、申立期間が未納とされていることは考えられない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年2月頃に払い出されていることが確認でき、申立人はこの頃に加入手続を行ったものと推認され、この場合、申立期間のうち一部の期間は、制度上時効により国民年金保険料は納付できない。

また、申立人が加入手続を行ったと推認できる時点において、申立期間のうち、昭和45年1月から46年3月までの国民年金保険料については過年度納付が可能であり、同年4月から47年2月までの保険料については遡って現年度納付できるものの、申立人はその母親が毎月集金人に納付していたと主張しているのみで、遡って納付したことをうかがわせる事情は見当たらない上、過年度保険料について、集金人に納付することもできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、各種氏名検索を行ったほか、申立期間について国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、主にその母親が申立人の国民年金保険料を納付していたとしており、申立人の母親は既に亡くなっていることから、保険料の納付の詳細は不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月から62年3月まで

私は、会社を退職後の昭和60年6月頃、父から国民年金に入らないといけなかったと言われていたので、自身で区役所に行き、国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料についても、送付された納付書で、区役所又は社会保険事務所(当時)において、自身で納付していたのに、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和60年6月10日に払い出されており、また、オンライン記録における前後の手帳記号番号からみて、同年4月頃に加入手続を行ったものと推認でき、この手帳記号番号の払出時期等からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

しかし、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、納付していたとするのみで、詳細な納付時期及び納付書の様式等については覚えてないと陳述しており、具体的な納付状況は不明である。

また、オンライン記録を見ると、平成元年5月19日に社会保険事務所が過年度納付書を発行しているところ、申立人は、申立期間直後の昭和62年4月から同年6月までの国民年金保険料を平成元年7月26日に、また、これに続く昭和62年7月から同年9月までの保険料を平成元年10月26日に、それぞれ時効到来直前に過年度納付していることが確認でき、それぞれの期間については、過年度納付されるまで未納であったものと推認され、納付書発行時点において、申立期間の保険料は時効により納付できなかった可能性を否定できな

い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は2年1か月に及んでおり、複数年度にわたって、国民年金保険料の収納及び記録管理において事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月から同年10月まで

昭和56年1月末、短大卒業後から勤務していた会社を退職するに当たって、総務の担当者から、「区役所で国民年金の手続をして、今後は、自分自身で国民年金保険料を納付するように。」との指導を受けたので、退職後自身でA市役所へ行き、国民年金への加入手続をした。

手続後は、毎月、銀行で国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市において、国民年金の加入手続を行ったとしているものの、オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から、申立人が結婚に伴い転居したB市において、平成2年6月に払い出されたと推認でき、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間の国民年金保険料は、制度上、納付することはできない。

また、オンライン記録を見ると、平成2年6月13日に、国民年金第3号被保険者としての処理に併せ、申立期間に当たる昭和56年2月1日付け国民年金被保険者資格の取得及び同年11月1日付け同資格の喪失の記録が追加訂正されていることが確認でき、この訂正処理以前においては、申立期間は国民年金の未加入期間であったと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、国民年金への加入時期、申立期間の国民年金保険料に係る納付書の入手方法などについての申立人の記憶は曖昧であり、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月から 39 年 10 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、最初にA社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を得た。同社には昭和 37 年 7 月初めに入社し、実家の都合で 39 年 10 月頃に一度退職したが、40 年 1 月に再就職した。申立期間も同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元従業員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、昭和 48 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も連絡先不明のため、同社等から申立人の申立期間における保険料控除の状況等は確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、連絡先の判明した元従業員 26 人に照会し 17 人から回答を得たところ、そのうち申立期間に被保険者記録の有る元従業員 8 人は、「入社後、数年間は厚生年金保険に加入してもらえなかった。」と陳述し、うち 1 人（資格取得日は、昭和 39 年 8 月 5 日）は、「昭和 37 年頃に入社し、2 年ないし 3 年間は厚生年金保険に加入してもらえなかった。」と陳述していることから、同社では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、申立期間中の昭和 39 年 8 月 5 日に 53 人が資格を取得していることが確認できるところ、そのうちの 1 人は、「会社から全員を厚生年金保険に加入させなければならないと説明があり、当時、

在籍していた従業員は全員加入した。」と陳述していることから、申立人の勤務期間が申立期間よりも短かったことも考えられる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月頃から同年 12 月頃まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、A社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和 48 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、同社等から申立人の申立期間における保険料控除の状況等は確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有り、連絡先の判明した元従業員 20 人に照会し 13 人から回答を得たが、複数名が、同社では入社後しばらくは厚生年金保険に加入しない試用期間があったと陳述しているところ、入社時期を覚えていた 5 人について加入記録を調査したところ、その全員が、入社して 3 か月ないし 5 か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、同社では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く控除をうかがわせる事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 31 日から同年 8 月 15 日まで
② 昭和 42 年 10 月 2 日から 45 年 7 月 14 日まで

脱退手当金の確認はがきにおいて、A社及びB社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を含む前後計 101 人のうち、申立人と同一時期（おおむね前後 2 年以内）に脱退手当金の受給要件を満たし資格を喪失した女性従業員 20 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め 10 人見られ、その全員が資格喪失後 6 か月以内に支給決定されている上、前述の 10 人のうち申立人と同じ同社C営業所に勤務し、同営業所の事務担当であった元従業員は、「私が在職中は会社が代理請求をしており、退職の際には脱退手当金についての説明があった。」と陳述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、オンライン記録によれば、申立期間の脱退手当金は、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 45 年 10 月 2 日に支給決定されていることが確認できるほか、前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 1 日から 39 年 7 月 11 日まで
② 昭和 39 年 7 月 1 日から 40 年 12 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社及びB社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給手続が行われたことを意味する「脱 41.2.23」の押印が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人は、申立期間前の約3年間の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ無い上、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 11621 (事案 10377 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月 1 日から 52 年 4 月 1 日まで
ねんきん特別便により、夫が A 社で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

それで、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、申立期間における勤務は推認できるが、厚生年金保険料控除については確認できないとして、申立ては認められなかった。

今回、新たな資料として、夫の元同僚二人の連絡先を示すので、同人から当時の状況を聞いて、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間直後に厚生年金保険の加入記録が確認できる事業所から提出のあった申立人に係る履歴書及び当該事業所の事業主の陳述から判断して、申立人が申立期間に A 社で勤務していたことが推認できるが、i) 同社は、その業務内容から、厚生年金保険の強制適用対象事業所ではなかったと考えられるところ、オンライン記録において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は無い、ii) 申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、同人から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない、iii) オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち、国民年金制度の始まった昭和 36 年 4 月以降は国民年金に加入しており、申立期間の一部に係る国民年金保険料を申立期間内に納付しているほか、申請により国民年金保険料の納付が免除されている期間も確認できる等とし

て、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 3 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として、申立人の元同僚二人の連絡先を提出していることから照会したが、当該同僚二人は、「A社では厚生年金保険に加入しておらず、給与からの保険料控除も無かった。」と陳述している上、オンライン記録を見ると、二人共、申立期間当時は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 1 月 4 日から 34 年 3 月 7 日まで
② 昭和 34 年 6 月 1 日から同年 6 月 27 日まで
③ 昭和 34 年 6 月 27 日から 35 年 6 月 10 日まで
④ 昭和 35 年 6 月 10 日から 38 年 2 月 27 日まで

脱退手当金の確認はがきにおいて、A社、B社及びC社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっているが、私は、C社を退職後に結婚及び出産をしたことから、子育てに追われており、脱退手当金の請求手続をすることができない。

脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、昭和 39 年 8 月 21 日に支給決定されていることが確認でき、申立人は、申立期間④に係るC社での厚生年金保険被保険者資格の喪失後、38 年 6 月*日に婚姻しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は、脱退手当金が支給決定された約 1 か月前である 39 年 7 月 13 日に旧姓から新姓に氏名が変更されていることが確認できることから、当該氏名の変更は、脱退手当金の請求に併せて行われたものとするのが自然である。

また、前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 1 月から 9 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、平成 7 年 1 月からアルバイトとしてC業務に従事し、9 年 6 月 31 日まで継続して勤務した。8 年 10 月頃、業務中に事故に遭い、D病院で受診したことを記憶している。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、業務中に事故に遭い治療を受けたと陳述しているところ、E事務センターは、「A社勤務の申立人が平成 8 年 6 月*日に負傷した事故は、労災として受理している。」と回答していること、及び元従業員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が、申立期間当てもA社で継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、「申立人の申立期間に係る保険料控除については、関連資料が無いため不明である。」旨回答しており、申立人の申立期間に係る保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人は、「申立期間当時、A社からF部署の話として、遡って厚生年金保険に加入させる旨の説明を受けた。」としているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会したところ、3人から、「自身の厚生年金保険の加入記録は合っている。厚生年金保険に遡って加入するという話については知らない。」と回答が有り、そのうちの1人は、「勤務した当初、事業所から厚生年金保険に加入できない旨の説明があったので国民年金に加入した。」と、さらに、もう1

人も、「申立事業所で昭和 57 年頃から平成 15 年 4 月 1 日まで継続して勤務したが、被保険者資格を取得した 8 年 5 月 1 日までの期間に保険料控除は無かった。」と回答している。

加えて、申立人は、申立期間に国民年金に加入しており国民年金保険料の全額免除を受けていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から41年3月まで

社会保険事務所(当時)に夫の厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。夫は同社には当時の事業主の勧誘を受けて入社し、申立期間は同社で勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

元事業主等の陳述から、時期及び勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、元事業主は、「申立人の職種であるC職については、短期間しか勤務しない者は厚生年金保険には加入させていなかった。」と陳述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員の一人名は、自身の入社日を昭和36年頃と記憶しているが、同人の被保険者資格の取得日は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日(昭和38年12月1日。以下「新規適用日」という。)より2年以上後の41年2月である。

さらに、申立人の妻が、「申立人と結婚した昭和35年より前から勤務していた。」とする別の元従業員の被保険者資格の取得日は、オンライン記録により、A社の新規適用日から7年半後の昭和46年6月であることが確認できる。

以上のことから、A社では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、B社の社会保険事務を受託している労務管理事務所は、「A社の新規

適用日から昭和 55 年頃までの被保険者記録を確認したが、申立人の記録は確認できない。」としている。

さらに、前述の被保険者名簿を見ても、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 11 日から 38 年 8 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 8 月 1 日から 35 年 12 月 31 日まで
② 昭和 36 年 9 月 1 日から 39 年 6 月 18 日まで

日本年金機構から脱退手当金の確認はがきを送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、A社及びB社での厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。

脱退手当金は請求も受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した覚えはなく、受給していないとしている。

しかしながら、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、当該裁定請求書には申立人の記名及び押印が確認できる上、申立人の母を代理人とした脱退手当金の受領に関する委任状及び領収書も添付されている。

また、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情等も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期

間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、当該裁定請求書には未請求期間に係る事業所名が記載されていないことが確認できる上、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月 1 日から平成 2 年 2 月 1 日まで
昭和 63 年 1 月 1 日から A 社で勤務していたが、年金事務所の記録では、同社における資格取得日が平成 2 年 2 月 1 日となっており、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。

申立期間も厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間のうち、平成元年 11 月 7 日以降の期間において、A 社で勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録では、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった日は平成 2 年 2 月 1 日であり、申立期間は同社が適用事業所となる前の期間に当たる。

また、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった日に、厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同社で B 業務に従事していたとする者からは、「申立期間当時の人事記録及び賃金台帳等の資料は全て破棄している。しかし、厚生年金保険の適用を受ける日以前の給与から、保険料を控除することは無かった。」旨の陳述が得られた。

さらに、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった日以前から勤務していたと陳述する元従業員（同人も、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった平成 2 年 2 月 1 日に、厚生年金保険の被保険者資格を取得。）も、「A 社が厚生年金保険の適用事業所となる前の給与から、保険料を控除されていたとは考え難い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 11628 (事案 2444 及び 5469 の再々申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 39 年 5 月 4 日まで
② 昭和 39 年 5 月 4 日から 40 年 11 月 9 日まで
③ 昭和 40 年 11 月から 41 年 12 月まで
④ 昭和 42 年 1 月から 43 年 11 月まで
⑤ 昭和 45 年 9 月 26 日から同年 12 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間①、③、④及び⑤の加入記録が無いとの回答を受けた。

そこで、これらの期間について年金記録確認第三者委員会に年金記録の訂正の申立てを行ったが、申立てに係る事業所における厚生年金保険料控除が確認できない等として、申立ては認められなかった。

しかし、私が作成した職歴書に記載のとおり、申立期間①は、前回はA社で勤務していたと申し立てたが、今回はB社で、申立期間③は、前回はC社で勤務していたと申し立てたが、今回はB社で、申立期間④は、前回と同様にB社で、申立期間⑤は、前回と同様にC社で、それぞれ勤務していたことは間違いないので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間②については、B社において厚生年金保険の加入記録があるが、当該期間は、C社で勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人は、前回まで、A社で継続して勤務していたと申し立てていたが、申立期間の勤務が確認できない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 10 月 31 日付け及び 22 年 2 月 5 日付

けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間について、B社で勤務してD業務に従事等をし、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、当時の関連資料を保存していないため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況は不明であると回答している。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人が一緒に仕事をした同僚として記憶している7人のうち6人は被保険者記録が見当たらず、名字の一致する者が1人確認できるが、連絡先不明のため、申立人の同僚であるかどうかを確認できない。

さらに、申立人は、同僚7人について名字しか記憶していないため連絡先を特定できず、これらの者から申立人の申立期間に係る勤務実態等を確認することができない。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①の厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、口頭意見陳述の際に、時期は不明だが、申立期間の途中まではA社で勤務していたと申し立てている。しかし、前述のとおり、申立期間に係るA社での勤務については、前回までの申立てにおいて、勤務が確認できない等として、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われているところ、今回の申立てに当たって新たな関連資料等の提出は無く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間にA社において厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、申立人は、C社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人は、申立期間において、C社ではなく、B社で厚生年金保険及び雇用保険の被保険者となっていることが確認できる。

また、C社は、当時の関連資料を保存していないため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況は不明であると回答している。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人が一緒に仕事をした同僚として記憶している7人のうち6人は被保険者記録が見当たらず、名字の一致する者が1人、同社E営業所で被保険者となっていることが確認できるが、連絡先不明のため、申立人の同僚であるかどうかを確認できない。

加えて、申立人は、同僚7人について名字しか記憶していないため連絡先を特定できず、これらの者から申立人の申立期間に係る勤務実態等を確認することができない。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料をC社の事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③については、申立人は、前回の申立てにおいて、C社で勤務していたと申し立てていたが、同社は、同社が作成し保管する厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の記録が無いことから、申立人から申立期間の保険料を控除していないとしている等として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年2月5日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間について、B社で勤務して各地の営業所で作業に従事等をし、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、当時の関連資料を保存していないため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除の状況は不明であるとしている。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人が一緒に仕事をした同僚として記憶している7人のうち6人は被保険者記録が見当たらず、名字の一致する者が1人確認できるが、既に死亡しており、申立人の同僚であるかどうかを確認できない。

さらに、申立人は、同僚7人について名字しか記憶していないため連絡先を特定できず、これらの者から申立人の申立期間に係る勤務実態等を確認することができない。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間③の厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間④に係る申立てについては、申立人及び同僚の陳述から申立人はB社と雇用関係になかったと考えられる等として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年2月5日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。また、申立期間⑤に係る申立てについては、C社が保管する厚生年金保

険被保険者資格喪失確認通知書により、オンライン記録どおりの届出が事業主から社会保険事務所へ行われたことが確認できる等として、既に当委員会の決定に基づき、20年10月31日付け及び22年2月5日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、自身が作成した職歴等の資料を提出して、申立期間に申立ての事業所に雇用され勤務していたことは間違いないと主張しているが、これらの資料だけで保険料控除等を推認することはできず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 27 日から 46 年 5 月 22 日まで

日本年金機構から送付されてきた脱退手当金の受給についての確認はがきにより、A社及びB社に勤務した期間については、脱退手当金が支給されたことになっていることを知った。しかし、B社に勤務した期間については、脱退手当金を受給した記憶が有るが、A社に勤務した申立期間については、請求も受給もしていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間より後のB社に勤務した期間については、脱退手当金を受給した記憶が有るが、A社に勤務した申立期間については、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、申立人が受給を認めているB社での被保険者期間（22か月）とA社での被保険者期間（10か月）を合算して支給決定されており、B社での被保険者期間が、脱退手当金の受給要件である24か月に満たない22か月であることを踏まえると、申立期間も合わせて受給したと考えるのが自然である。

また、申立期間を含む脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、ほかに申立人が申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、支給決定日（昭和 49 年 6 月 17

日) より前にある4回の被保険者期間(C社、D社、E社及びF社)については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていたことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月から 53 年 5 月まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B営業所にC業務従事者として勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。毎月の給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、勤務していた期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時にA社B営業所で勤務していたことが推認できる。

また、オンライン記録によると、A社B営業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和61年9月であり、申立期間は適用事業所ではないが、申立期間において既に適用事業所であった同社D営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が同社B営業所で一緒に勤務していたとする同僚の一部について加入記録が確認できることなどから、申立期間当時、同社では、同社B営業所の従業員を同社D営業所で厚生年金保険に加入させることもあったと考えられる。

しかし、申立期間にA社B営業所で従業員の採用事務を担当していたとする同僚の一人が、「従業員を採用する時に、厚生年金保険の加入希望の有無を確認し、希望者のみA社D営業所において加入手続を取っていたので、同社B営業所の従業員全員が厚生年金保険に加入していたわけではなかった。」と陳述している上、申立人が同職種であったとして名前を挙げている同僚6人のうち3人は、上記被保険者名簿からも加入記録を確認できないことから、申立期間当時、同社では、必ずしも同社B営業所に勤務する全ての従業員を同社D営業

所で厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、A社D営業所は、「申立期間当時の関連資料が残っていないため、申立人の申立期間における保険料控除の状況等については不明である。」としている。

さらに、上記被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月 27 日から 39 年 1 月 11 日まで
② 昭和 39 年 8 月 1 日から 40 年 7 月 16 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社及びB社C営業所における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を得た。

しかし、脱退手当金の請求をした記憶はなく、受給もしていないので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、B社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和40年7月16日の前後2年に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たした女性従業員のうち、支給記録が確認できる申立人を含む5人について、当該5人全員が資格喪失日から約5か月以内に支給されている上、当該5人全員の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されている。

また、B社を支給対象の最終事業所とした脱退手当金の支給記録がある複数の者は、「請求手続を自身で行った記憶はないが、退職時に退職金と併せて脱退手当金をもらった。」旨陳述していることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされ、脱退手当金は支給されたものと考えられる。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 1 日から 44 年 4 月 26 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社及びB社における加入期間が、脱退手当金支給済みとの回答を得た。

しかし、脱退手当金の請求をした記憶はなく、受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金の請求手続はしておらず、受け取った記憶もないとしている。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページを含む前後8ページに記載された女性従業員17人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和44年4月26日の約2年前後に受給要件を満たし資格を喪失した5人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め4人であり、そのうち申立人を含め3人が、資格喪失後6か月以内に支給決定されており、3人全員に「脱」表示があることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿から、脱退手当金の受給要件を満たして資格を喪失している同僚のうち、所在の判明した者に照会したところ、回答の得られた者からは、「B社を退職するときに、脱退手当金と思われるものを会社から自身の銀行口座に振り込んでもらった記憶がある。」旨陳述していることを踏まえると、事業主による代理請求がなされ、脱退手当金が支給されたことがうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、B社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和44年6月26日に支

給されていることが確認できるほか、申立人の「脱退手当金を受給した記憶はない。」旨の主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情が見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月2日から42年9月1日まで

日本年金機構から送付された脱退手当金の受給を確認するはがきにより、A社における被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることを知った。

脱退手当金を受給した記憶はないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、申立人に係る脱退手当金裁定請求書によると、申立人の記名・押印が確認でき、当該押印について、申立人は、「私のはんこと思われる。」としていること、また、記載されている住所について、申立人は、「申立期間当時の住所地である。」としていること、さらに、当該脱退手当金が申立人の住所地に近い郵便局で隔地払（通知払）されていることが確認できることから、申立期間の脱退手当金に係る支払通知書は、同請求書に記載された申立人の当時の住所地宛てに送付され、当該郵便局で脱退手当金が受領されたと考えるのが自然である。

また、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和43年1月26日に支給決定されていることが確認できるところ、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含めた7ページに記載された女性従業員のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である42年9月1日の前後3年に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たし資格を喪失した8人（申立人

を含む) について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は4人であり、うち3人が資格喪失後6か月以内に支給決定されている上、このうちの1人は、「事業主の奥さんが、手続をしていたのではないか。」と陳述していることから、申立人についてもその委任に基づき、事業主による代理請求が行われた可能性がうかがわれる。

さらに、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶がないという主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 10 日から 40 年 12 月 30 日まで
日本年金機構から送付された脱退手当金の受給を確認するはがきにより、A社で勤務していた期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることを知った。
しかし、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、A社に係る事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が記載されている。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和41年3月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 10 日から 37 年 8 月 10 日まで
② 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 9 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社及びB社(現在は、C社)における被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答を受け、また、日本年金機構から送付された脱退手当金の受給を確認するはがきにも、同様の記載があった。

しかし、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、申立人のB社に係る厚生年金保険被保険者記号番号は、同社を退職した約3年8か月後の昭和44年5月30日に重複整理の手続がとられたことが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記録されており、申立期間に係る脱退手当金が同年6月9日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複整理が行われたと考えるのが自然である。

また、B社に係る前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている上、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

大阪厚生年金 事案 11636

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月 2 日から 36 年 9 月 1 日まで
年金事務所へ厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社及び同社B営業所における被保険者期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
しかし、同社退職後に、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されていることが確認できる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A社B営業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和36年12月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

大阪厚生年金 事案 11637

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月 1 日から 43 年 1 月 26 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社では、昭和 38 年 5 月から 45 年 5 月まで継続して勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で昭和 38 年 5 月から 45 年 5 月まで継続して勤務し、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったと申し立てている。

しかしながら、A社に係る申立人の雇用保険の加入記録を見ると、昭和 39 年 3 月 26 日に取得、41 年 3 月 26 日に離職及び 43 年 1 月 26 日に取得、45 年 1 月 31 日に離職との記録が有るものの、申立期間に係る記録は無い。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も死亡していることから、その妻に事情照会したところ、「申立期間当時の記録等は廃棄済みであり、税理士及び事務員も死亡しており当時の事情は不明である。」旨の回答が有る。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に、厚生年金保険被保険者期間に空白期間が生じている者が、申立人以外に 12 人認められる。

加えて、申立人は、「昭和 36 年頃に実家で働いていた時に、国民年金の徴収員が来て国民年金保険料を徴収し、手帳にはんこを押していたのは覚えている。申立期間中には、A社で働いていたので、国民年金を支払っているはずがない。」と陳述しているが、B市役所（現在は、D市役所）が保管している国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳を見ると、申立人は、申立期間中

である昭和42年1月10日に、申立人の妻と連番で国民年金手帳記号番号の払出しを受け、申立期間に係る国民年金保険料を現年度納付していることが確認できるものの、申立人が主張する36年頃の申立人の国民年金保険料の納付記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月15日まで
私は、昭和19年4月1日から20年8月15日までA社に勤務していた。
しかし、年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間のうち、女性が厚生年金保険に加入することが可能となった昭和19年10月1日以降の申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社での同僚として名前を挙げた者及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる複数の同僚の陳述内容から、期間は特定できないものの、申立人は、勤労働員学徒として同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び昭和19年厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、労働者年金保険（現在は、厚生年金保険）の被保険者には該当しない取扱いとされている。

また、A社に係る前述の被保険者名簿を見ると、備考欄に「学徒」と記載されている者が多数みられるところ、それらの者については、厚生年金保険被保険者番号欄が空欄となっていることが確認できる。

さらに、申立人は、自身と同時期にA社に勤労働員学徒として一緒に出勤し、同社でも同職種であったとする同僚の名前を挙げているが、当該同僚の同社に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、

オンライン記録において申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月16日から23年3月20日まで
年金事務所の記録では、私がA社で勤務した期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、保険給付欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱退手當金」と記されているほか、支給金額、資格期間及び支給年月日が記載され、その内容はオンライン記録と一致していることが確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、A社での申立人の被保険者資格の喪失後約1か月後の昭和23年4月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年12月29日から35年1月8日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和35年1月8日から37年1月13日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年12月29日から35年1月8日まで
② 昭和35年1月8日から37年1月13日まで

私は、A社に昭和34年7月1日から37年1月13日まで継続して勤務していたが、年金事務所の記録では、当該期間のうち申立期間①については、厚生年金保険に未加入となっているので、申立期間①を厚生年金保険被保険期間として認めてほしい。

また、年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間②に係る脱退手当金が支給済みとなっているが、申立期間②に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していない上、同社での勤務期間のうち、昭和34年7月1日から同年12月29日までの期間は、脱退手当金の請求の基礎から漏れて厚生年金保険被保険者期間と記録されており、記録が不自然と思うので、申立期間②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、同期間を含む昭和34年7月1日から37年1月13日まで、A社に継続して勤務していたと主張している。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同じ昭和34年に資格を取得した者34人について、同年12月末までに資格を喪失した者は30人おり、そのうち25人の資格喪失日は、申立人の資格喪失日（昭和34年12月29日）と同日、若しくは前後の日となっている上、そのうち申立人を含む11人は、35年1月に被保険者資格を再取得していることが確

認できる。

また、前述の被保険者名簿により申立期間及びその前後の期間の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「毎年、秋から12月末までは忙しいが、1月からは暇になるという会社だったため、中途入社者は短期雇用にしておいて、一旦12月末に解雇し、その中から真面目な人をえりすぐって、再び雇用する時に長期雇用をしていた。」旨陳述している。

これらの事情等を踏まえると、申立人を含む上記の11人は、昭和34年にA社に入社した際には、同年12月末までの短期雇用契約であったため、同社では、それらの厚生年金保険被保険者資格について、同年12月末に、一旦、喪失手続きを行い、その後、正月休み明けの35年1月から改めて雇用し、再度、厚生年金保険被保険者資格の取得手続きを行ったものとするのが自然である。

このほか、申立人が、申立期間①の厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、A社に係る脱退手当金は請求した記憶はなく、受給していない上、同社での勤務期間のうち、昭和34年7月1日から同年12月29日の期間は、脱退手当金の請求の基礎から漏れて厚生年金保険被保険者期間と記録されており、記録が不自然であると主張している。

しかし、A社に係る前述の被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和37年1月13日の前後2年以内に受給要件を満たし、資格を喪失した女性28人のうち連絡がとれた複数の者が、「会社から脱退手当金の説明は無かったが、当時は脱退手当金をもらうのは当然のように思われていた。」旨陳述している上、申立人と同様に同社に係る2回の被保険者期間のうち1回目の期間について脱退手当金が未請求となっている者が二人みられ、うち一人は、「会社からは脱退手当金の説明は無かったが、自身で請求手続きを行った。」旨陳述している。

また、申立人は、申立期間後について国民年金に加入し保険料を納付しているものの、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者台帳（旧台帳）により、申立人は昭和50年5月頃に国民年金に加入し、当該保険料は国民年金の第2回特例納付実施期間（昭和49年1月から50年12月まで）に納付されたことが確認できることから、A社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失時における公的年金への意識の高さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有るA社に係る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立人は同社に係る被保険者期間が2回あったことを認識していなかった状況がうかがえることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 11 月 1 日から 36 年 7 月 1 日まで
年金事務所の記録では、A社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されたページを含む前後計8ページに記載された女性のうち、申立人と同一時期（おおむね前後2年以内）に脱退手当金の受給要件を満たして厚生年金保険被保険者資格を喪失した33人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、32人に受給記録が確認でき、そのうち申立人を含む31人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されていることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、前述のA社に係る被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同事業所での申立人の被保険者資格の喪失日から約5か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年4月4日から31年4月5日までの期間及び40年1月22日から同年2月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和31年4月5日から40年1月22日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月4日から31年4月5日まで
② 昭和31年4月5日から40年1月22日まで
③ 昭和40年1月22日から同年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び③が厚生年金保険の未加入期間となっている上、同社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答があった。

私は、中学校を卒業後の昭和30年4月4日から40年1月末日まで同社に勤務していた上、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③について、申立人は、中学校を卒業後の昭和30年4月4日から40年1月末日までA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B市に所在する申立人の出身中学校が発行した卒業証明書から、申立人は、昭和31年3月17日に同校を卒業していることが確認できる上、申立人は、「A社に勤務していた期間には、C市にあった同社の寮に入居していた。」旨陳述しているところ、C市発行の申立人に係る住民票には、「住民となった年月日」が同年4月6日と記載されていることが確認できることから、中学校を卒業後の30年4月4日からA社に勤務したとする申立人の主張とは符合しない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同時期に同社での被保険者資格を取得しており、申立人の資格喪失後も同社に在籍していたことが確認できる同僚及び申立人が名前をあげた同僚のうち、所在が判明した複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間①及び③における同社在籍をうかがわせる陳述を得ることはできなかった。

さらに、A社は、平成10年8月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は、「申立期間当時の資料は残存していない。」旨回答しているため、同社等から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認できない。

このほか、申立人が申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、A社に係る前述の被保険者名簿の申立人が記載されたページを含む前後計9ページに記載された女性のうち、申立人と同一時期（おおむね前後2年以内）に脱退手当金の受給要件を満たして厚生年金保険被保険者資格を喪失した13人（申立人を含む）について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、10人に支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む9人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されている上、照会への回答が得られた受給者1人は、「当時の会計担当者から脱退手当金の説明を聞き、代理請求してもらって受給した。」旨回答していることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、前述のA社に係る被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和40年5月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は、A社での厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和40年1月から49年1月まで国民年金の強制加入対象者であるものの、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録から、54年4月に払い出された国民年金手帳記号番号により、40年1月22日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社の退職時点において、申立人が公的年金を通算する意思を有していたことはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 7 月 21 日から 31 年 9 月 10 日まで
② 昭和 32 年 3 月 15 日から 34 年 8 月 24 日まで

脱退手当金の確認はがきが送付されたので、厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社及びB社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人が昭和 34 年 8 月 24 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 6 か月後の 35 年 2 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金が受給できなかったことから、前述のB社での厚生年金保険被保険者資格を喪失後、昭和 38 年 7 月 1 日まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間より前の被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、当該未請求の被保険者期間は、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されていることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年6月20日から24年12月1日まで
② 昭和24年12月21日から27年6月19日まで
③ 昭和27年6月23日から同年12月2日まで

年金事務所の記録では、A社及び2回のB社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱退」と記されているほか、支給額、資格期間等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立人が昭和27年12月2日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄を見ると、申立人の名前が戸籍上の名前に訂正されているとともに、「28.3.11 氏名進達」と記載されていることが確認でき、申立期間に係る脱退手当金が28年3月11日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名の変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、前述のB社に係る被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されていた申立期間に係る脱退手当金は、支給金額

に計算上の誤りは無く、同事業所での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和28年3月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日直前の被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、当該未請求の被保険者期間は、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されていることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 20 日から 32 年 6 月 1 日まで
② 昭和 32 年 7 月 4 日から同年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。B市にあった作業場は、当該事業所だけであり、私は、C業務に従事し、独身寮に居住して3回の正月を過ごしたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が、A社で一緒に働き始めた同僚として名前を挙げた者は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同じ日の昭和 32 年 6 月 1 日に当該事業所での被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、前述の一人以外に同僚の氏名を記憶していないため、A社に係る前述の被保険者名簿の申立人が記載されたページの前後計 15 ページに氏名が記載された者のうち、申立期間の被保険者記録及び所在が確認できる複数の者に照会したものの、回答が得られた全員が「申立人のことを覚えていない。」旨陳述しているため、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

さらに、A社は、昭和 44 年 2 月 19 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は所在不明であるため、同社等から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認できない。

加えて、A社に係る前述の被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然さは見られない。

申立期間②について、申立人が名前を挙げた前述の同僚は、「申立人の退職時期は分からない。」旨陳述しているほか、前述の被保険者名簿に氏名が記載された者のうち、申立期間の被保険者記録及び所在が確認できる複数の者に照会したものの、唯一回答が得られた者は、「申立人のことを覚えていない。」旨陳述しているため、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

また、前述のとおり、A社は、既に適用事業所ではなくなっており、元事業主は所在不明であるため、同社等から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認できない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。